

制限回数を超える医療行為

診調組 技-2
17. 6. 15

「もう1回検査等をしてほしいが、全額自己負担でないと、制限回数以上は受けられない。」(具体例: 腫瘍マーカー検査、追加的リハビリテーション)

⇒ 適切なルールの下に、保険診療との併用を認める。ただし、医学的な根拠が明確なものについては、保険導入を検討する。

例) 腫瘍マーカー検査は、月1回に限り算定できる。

《現行》

1回目の検査費用	2回目の検査実費
処置等に係る費用	処置等に係る費用
入院基本料等	入院基本料等

保険適用

全額自己負担

《見直し後》

1回目の検査費用	2回目の検査実費
処置等に係る費用	処置等に係る費用
入院基本料等	入院基本料等

保険適用

保険診療との
併用を認める

* このほか、医療の提供と直接関係のないサービスについては、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化 例) 外国人患者のための通訳